高教組速報

長崎市中川2丁目2-5 TEL(095)827-5882

第14号

2012年11月21日 文責 馬場 隆

◇2012確定交渉第4回(最終)交渉(11/20)◇

退職手当引き下げについては日初り直り超勤縮減については一定の対応を提示

高教組は 20 日、今年度の確定交渉の第4回 (最終)交渉を行いました。県教委は、退職手当引き下げについて、今回は提案せず、確定交渉とは切り離して、「改めて(早い段階で)時期を見て提案したい」と回答しました。また、昇給・昇格制度については、「国の状況を見ながら、提案する時期がくれば提案する」「しばらくはない」と回答しました。

超勤縮減 勤務実態調査の実施等を回答

超勤縮減についての県教委回答の主な内容は 次のとおりです。

- ①来年度、勤務実態調査をする方向で、内容や 実施のしかたも含めて、今年度中に協議する。 内容については、勤務時間外の会議等の状況 を調査の中に入れるかどうかも含める。
- ②業務縮減のための職場のとりくみのすすめかた についても、年度当初からとりくみがすすめら れるように今後協議する。
- ③出退勤時刻調査については、月の超勤が80時間、 45時間を超える場合も把握するようにし、県教 委に報告することを求める。いつから実施する かは今後協議する。

| 実教等の2級格付け | 回答の前進なし

超勤縮減以外の要求についての県教委の主な 回答は次のとおりです。

①実教等の 2 級格付けについては、「有資格者

- の昇任試験受験要件を 47 歳以上、経験年数 10 年以上とし、無資格者については現行の まま」とする回答に変化なし。
- ②現在の「セクハラ防止要綱」にパワハラ防止の 内容も加えた「ハラスメント防止要綱」の策定 に向けて、今後、その内容の案を提案し、協 議を行う。

現業賃金交渉

超勤縮減等で確定交渉と同様の回答

20 日は、確定交渉の後、現業職員についての賃金交渉の 2 回目の交渉を行いました。この交渉で県教委は、他職と同様の超勤縮減についての対応策や「ハラスメント防止要綱」の策定等についての回答を行いました。高教組は超勤縮減としては具体的な業務縮減が必要なことを指摘すると共に、賃下げが続いてきた現業職の事情に配慮して来年度以降の賃金改善を検討することを求めました。

確定交渉も現業賃金交渉も今年の交渉は今回で終了します。高教組はこれまでの県教委回答を検討したうえで、対応方針をまとめて、県教委に回答する予定です。また、退職手当については、近日中に削減反対の「寄せ書き」にとりくみますので、ご協力をお願いします。

教職員の勤務条件改善を実現するために 組合未加入の皆さんに加入を訴えます